

南島原市指定管理者選定委員会 委員募集のお知らせ

南島原市では、公の施設を管理・運営する指定管理者の選定のため、令和8年度に南島原市指定管理者選定委員会を設置します。そこで、市民の幅広いご意見を反映させて、最も適切なサービスの提供者を選定するため、市民代表委員を募集します。

制度の目的

公の施設の管理・運営に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とします。

指定管理者とは

市の指定を受けた民間事業者（企業・団体）が「指定管理者」として、施設の管理・運営を行います。

審議会の構成

次に掲げる分野から選任された委員（7人以内）で組織されます。

- ① 学識経験者
- ② 市民代表

募集人数

若干名（市民代表委員として）

委員の任期

委嘱の日（令和8年10月予定）から1年間

委員の報酬

委員会の出席毎に、市の規定により、報酬（日額6,000円）を支給します。ただし、交通費は支給されません。

募集期間

令和8年8月1日から同月31日まで

応募できる方

次の条件を満たす方とします。

- ① 市内に在住する令和8年4月1日現在で満18歳以上の市民であること（高校生は応募不可）
- ② 現に公務員でないこと
- ③ 平日の昼間の会議に出席できること（令和8年度は2回開催予定）
- ④ 南島原市の行政全般に関心を持ち、市民の立場から公平・公正な意見を述べるができること

応募方法

別に指定する「南島原市指定管理者選定委員応募用紙」により、次のいずれかの方法で申し込んでください。なお、応募用紙は、市ホームページ及び管財契約課に配置しています。

宛名は「南島原市総務部管財契約課あて」

- ① 郵送
〒859-2211 南島原市西有家町里坊96番地2
- ② ファックス
ファックス番号：0957-82-3086
- ③ 電子メール
メールアドレス：
kanzaikeiyaku@city.minamishimabara.lg.jp

選考・結果通知

応募用紙の内容（応募の理由、年齢、男女比、地域性等）を総合的に勘案して選考します。

なお、選考結果につきましては、応募者全員へ9月上旬にお知らせします。

お問い合わせ 総務部管財契約課管財班（西有家庁舎2階） [電話:0957-73-6626](tel:0957-73-6626)